

環境課 だより

お知らせ  
生ごみ電動処理機購入補助及び生ごみ処理容器無償貸し付けについて

▼対象者

- ①町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ②町内に設置し、維持管理のできる方
- ③生ごみ処理容器又は生ごみ電動処理機から排出される堆肥化物を処理できる方

▼対象基数

- 生ごみ電動処理機 1世帯につき1基
- 生ごみ処理容器（2種類） 1世帯につき2基

- ・好気性生ごみ処理容器（庭や畑などの屋外に設置）
- ・嫌気性生ごみ処理容器（密閉式で屋内設置可能）

※過去に支給を受けている方は、おおむね10年を経過し、破損などにより使用できない場合が対象となります。  
※貸し付け及び補助については予算の範囲内によるものとします。

▼申請方法

印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

※生ごみ電動処理機は、必ず購入前に町指定販売店の見積書を添付し、申請してください。

- ①補助金額は購入費の半額（100円未満切り捨て）とし、3万円を上限とします。
- ②補助金交付決定後30日以内に、町指定販売店で購入してください。

お知らせ  
粗大ごみの収集について

4月は伊野地区の粗大ごみ収集月です。各戸に配布している、平成26年度ごみ収集日程表で収集日を確認の上、収集日当日の8時までに地区の指定するごみステーションに出してください。

※指定ごみ袋に入らない大きさのごみを粗大ごみとして収集します。  
指定ごみ袋に入る大きさのごみは必ず分別して、可燃、不燃、資源の各指定収集日に出していただきますようご協力をお願いします。

【収集する主な品目】

①家具類	タンス、机、いす、じゅうたんなど
②家電製品	掃除機、電子レンジ、こたつ、ファンヒーター（灯油を取り除いたもの）、ミシンなど※指定ごみ袋に入るものは、不燃ごみとして出してください。
③その他	自転車、ストーブ（灯油・乾電池を取り除いたもの）、50cc以下のバイク、ベビーカー、布団、網戸、物干し竿、厚手の木など

【収集できない品目】

①家電リサイクル法に基づく家電4品目	テレビ（うす型を含む。）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
②パーソナルコンピュータ	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコン
③事業活動に伴うもの	産業廃棄物（建築廃材など）、事業所から出る一般廃棄物
④危険物	消火器、バッテリー、ガスボンベなど
⑤処理困難物	石こうボード、農機具、50cc超のバイク、中身の入った塗料・オイル缶、ブロック、土・砂など
⑥引越しや家の取り壊しなどで出る多量のごみ	

お知らせ  
犬の不妊又は去勢手術 事業補助金のご案内

不妊又は去勢手術を希望する犬の飼い主に対して、予算の範囲内で費用の一部を補助しています。補助を希望される飼い主の方は必ず手術実施前に申請をお願いします。

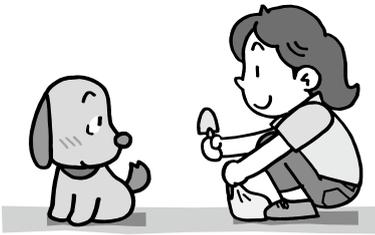
手術後に申請をされても補助金は交付できませんので、ご注意ください。  
要件及び補助金額は次のとおりです。

- 飼い主の方が町内に住民登録をしていること
- 犬の登録が済んでおり、平成26年度の狂犬病予防注射を接種していること
- 補助金はオス、メスにかかわらず一律5,000円

お知らせ  
犬・猫の飼い主の皆さんへ

最近、犬や猫のフン害に関する苦情が多数寄せられています。犬のフンの放置は、「いの町ポイ捨て及びふん害防止条例」で禁止されています。散歩中のフンは直ちに片付け必ず持ち帰りましょう。また、猫はできるだけ室内で

飼いましょう。不幸な事故や感染症から猫を守ることもできます。飼い主の皆さんの心がけとご協力をお願いします。  
◎不妊去勢手術を受けさせましょう。  
◎愛情と責任をもって最後まで飼いましょう。



お知らせ  
浄化槽を 設置しませんか

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、家庭用浄化槽の設置に要する費用を予算の範囲内で補助しています。補助金交付申請は4月1日（火）から受け付けます。必要書類を添えて環境課又は各総合支所住民福祉課へ提出してください。